資料4

# 「普及啓発・SPIの改定等について」

2016.4.14

スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 事務局

# アジェンダ

- 1. 消費者への普及・啓発における連携・体制について
- 2. SPI改定の際の論点について

# アジェンダ

- 1. 消費者への普及・啓発における連携・体制について
- 2. SPI改定の際の論点について

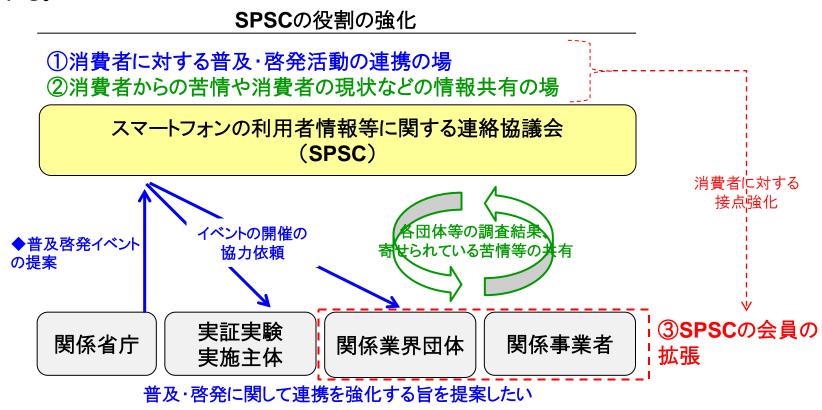
# 2016年度以降の普及啓発の進め方(案)

項目		検討内容
全般		<ul> <li>◆スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会(SPSC)等をベースとして、政府や業界団体や事業者の各種資料(ガイド、普及啓発ツール、調査結果等)を共有し、展開する場の構築を目指す。</li> <li>◆SPIに関連する幅広い情報を集約したポータルサイトの設置を検討する。</li> <li>▶ 同サイトを通じたスマートフォンに関する書籍や雑誌や記事を出している出版社や著者に対して働きかけを行うことも検討する。</li> </ul>
一般 消費者	全般	◆「プラポリの確認」が「プライバシーを守る事」につながるということの浸透を目指す。 ▶ 上記浸透のために、アプリ利用によるプライバシーリスクの具体例、「プラポリの確認」も含めた「プライバシーを守るため」のソリューションや具体的な行動などを普及啓発していく。
	高齢者	◆ 各地のNPOや業界団体、携帯端末メーカが連携し、実施している「スマホサロン」の場を借りて、基礎的な内容を対 面で普及啓発することを検討する。 → 今年度も「スマホサロン」の場を借りて、2016年3月にシニアに対して対面ヒアリングを実施。
	青少年	◆ 安心ネットづくり促進協議会と連携し、各PTA等や青少年向けの講習会や各種イベントで、アプリ利用時の留意点 (プラポリの読み方等)を普及啓発することを検討する。
アプリ 提供者	大企業	◆ 利用者情報の取扱いトラブルによる企業のブランド毀損の可能性、トラブルを避けるために最低限実施すべき事項 を各企業の法務部門やシステム部門に対して普及啓発を行うことを検討する。
	中小企業・個人	◆ セキュリティとプライバシーを合わせて普及啓発するための体制を検討する。 ◆ SPIなどの要点をまとめた、アプリ提供者向けのスマートフォンプライバシーガイドの作成を目指す。アプリの開発・ 提供時に留意すべき事項をまとめた、チェックシートの作成を目指す。
モジュール提供者		◆ モジュール個別のプラポリの作成・公表の必要性を浸透させていくことを目指す。
総務省		◆「スマートフォンプライバシーガイド(改定版)」を用いた普及啓発、他の省庁や業界団体・関係事業者との普及啓発 面での連携、SPIの改定等を実施することを目指す。

#### 消費者への普及・啓発における連携・体制

今後、「消費者に対する普及・啓発活動の連携」、「消費者からの苦情や消費者の現状などの情報共有」を積極的に行うことが必要だと考えており、SPSCの役割を強化し、これらの役割を持たせることについて意見をいただきたい。

また、上記のSPSCの役割強化にあたっては、SPSCの会員の拡張(消費者と接点のある事業者・団体の勧誘)も必要と考えられる。



## 論点①:消費者に対する普及・啓発活動の連携の場

消費者に対する普及・啓発活動の連携の場を設置することで、普及啓発活動を促進していきたい。

### 普及啓発イベントの提案、コンテンツや イベントの開催の協力依頼

各団体、実証実験主体、政府等が普及啓発イベントを提案し、協力の依頼等を行える場を設置することで、効果的・効率的に普及啓発を行えるようにする。

例えば、SPSC内に各団体が参加する普及啓発部会を設置し、実務レベルでの連携を促進する。

# 協力を促進するためのイメージ スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC) 普及啓発部会

#### イベント等の告知

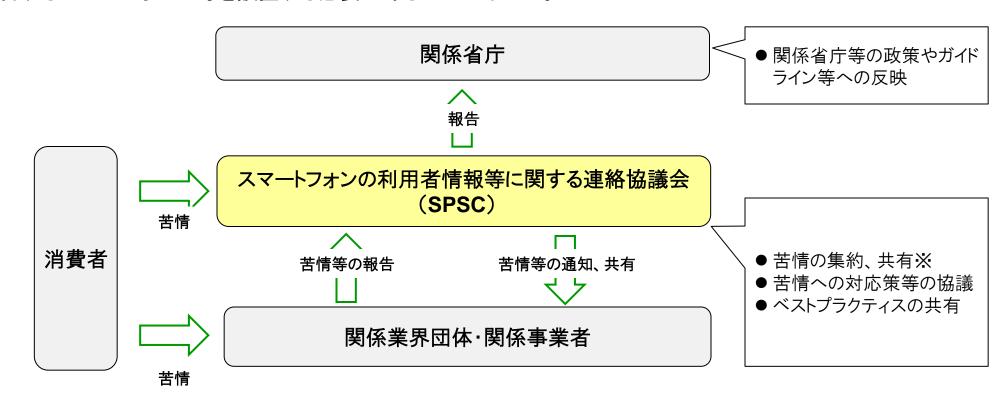
各団体等の普及啓発イベントをSPSCホームページ上に集約 することで、利用者や興味のある人が容易にイベントを知れる ようにする。



## 論点②:消費者からの苦情や消費者の現状などの情報共有の場

SPSCに一元的に消費者からの苦情等を集約し、共有することが必要ではないか。

そのためには、利用者からの苦情等を集約、共有するためのデータベース等を構築するとともに、苦情等を報告するためのフォーム等を設置する必要があるのではないか。



## 論点③: SPSCの会員の拡張

消費者向けへの普及啓発を行っていくには、消費者と接点が強い団体・事業者にもSPSCに参加してもらう必要があるのではないか。

#### SPSCの構成員·オブザーバー

#### 【構成員】

- 一般社団法人 IPTVフォーラム 安心ネットづくり促進協議会
- 一般社団法人 インターネット広告推進協議会
- 一般社団法人 コンピュータソフトウエア協会
- 独立行政法人 産業技術総合研究所
- 一般社団法人 JPCERTコーディネーションセンター
- 一般社団法人 情報サービス産業協会
- 独立行政法人 情報通信研究機構
- 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
- 独立行政法人 情報処理推進機構
- セキュリティ対策推進協議会
- 一般社団法人 ソーシャルゲーム協会
- 一般社団法人 テレコムサービス協会
- 一般社団法人 電気通信事業者協会
- 日本Androidの会
- 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
- 一般社団法人 日本オンラインゲーム協会
- 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人 日本広告業協会
- 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
- 一般社団法人 日本スマートフォンセキュリティ協会
- 一般社団法人 日本ソフトウェア産業協会
- 一般財団法人 日本データ通信協会
- 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
- 一般社団法人モバイル・コンテンツフォーラム
- モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
- 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授(議長)
- 森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士(副議長)

#### 【オブザーバー】

アンドロイダー株式会社 株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

情報セキュリティ格付け制度研究会 ソフトバンクモバイル株式会社

株式会社雷诵

株式会社日本総合研究所

株式会社博報堂

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

#### 【オブザーバー(関係省庁)】

経済産業省 消費者庁

総務省

サブライヤー側の業界団体・事業者が中心

消費者と接点が強い団体・事業者の勧誘 が必要ではないか

#### 【業界団体】

◆消費者系の業界団体(安心協、老テク研究会など)

#### 【事業者など】

◆スマホ関連の記事·書籍等を出している 出版社、有識者

# アジェンダ

- 1. 消費者への普及・啓発における連携・体制について
- 2. SPI改定の際の論点について

## SPI改定の際の論点

2016年度以降のSPI改定を行うことになった場合の論点として、次の5つが考えられる。 各論点に関するご意見や他に検討すべき論点があるかご意見いただきたい。

項目	論点
アプリプラポリ作成・ 掲載ルールの詳細化	<ul> <li>◆利用者情報を蓄積・外部送信しないアプリのプラポリ作成・掲載について</li> <li>◆アプリプラポリの掲載場所の具体化</li> <li>◆アプリ更新時のプラポリの提示方法</li> <li>◆モジュールを利用する際の留意事項</li> </ul>
アプリ提供者とモジュール提供者の役割 分担	◆ モジュールの透明性の確保に関する役割分担(プラポリ・規約の作成・掲載など) ◆ 透明性確保のためにモジュール提供者、アプリ開発者がそれぞれ取り組むべき事項
モジュール提供者のプラポリ作成・掲載 のルール	<ul><li>◆モジュールのプラポリに記載すべき事項</li><li>◆モジュールのプラポリの掲載に関する原則</li></ul>
アプリマーケット運営者が 実施すべき取組	◆ アプリマーケット事業者が透明性の確保のために実施すべき事項
一般消費者・アプリ提供者への 普及啓発	<ul> <li>◆一般消費者への普及・啓発(アプリに利用者情報を取得されることのデメリットの明確化、高齢者・青少年に対する業界団体等の既存の取組み、既存メディアとの連携方法など)</li> <li>◆アプリ提供者への普及・啓発(プラポリの作成・掲載ルールに関するパンフレット・チェックシートの作成など)</li> </ul>